

中空知衛生施設組合リサイクリーン 堆肥「美 o l a」の利用促進要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、生ごみから汚泥発酵させた堆肥を配布して、再利用化を促進し、少しでも堆肥の保管量を減らすことを努力目標とし、堆肥を残渣として最終処分場へ処分しないことを目的とする。

(対象者)

第 2 条 堆肥の配布対象者は、構成市町の住民及び農業者等とする。

(配布の形態)

第 3 条 配布の形態は、袋詰め（1袋 15kg）とバラ渡しとする。

(配布の量)

第 4 条 配布の量は、袋詰めは1袋から、バラ渡しは1トンから取り扱うこととし、数量の制限はしない。ただし、堆肥の生産量が限られていることから、春や秋の需要期には、配布量を制限する場合がある。

(料金) 別表に

第 5 条 堆肥の料金は、袋詰めが1袋 400円、バラ渡しが100kgにつき600円とする。ただし、農業者等が農作物を試験的に栽培する場合等は無料とする。

(配布の期間等)

第 6 条 堆肥の配布の取扱い期間及び時間は、中空知衛生施設組合一般廃棄物の処理に関する条例施行規則第 12 条の規定による。ただし、春と秋の種まき時期に合わせて配布を行う時は、この限りでない。

(配布の場所)

第 7 条 堆肥の配布の場所は、中空知衛生施設組合リサイクリーンとする。ただし、イベント等で他の場所で配布する場合は、この限りでない。

(搬出の要領)

第 8 条 堆肥の搬出は、利用者が自ら運ぶものとする。ただし、利用者自らが運べない場合等は、この限りでない。

(計量及び領収書)

第 9 条 堆肥のバラ渡しは、計量室で重さを2回計量してから料金を支払う。袋詰め及びバラ渡しの料金の支払いで、領収書の必要の場合は、別記様式の領収書を発行する。

(収入)

第 10 条 堆肥の配布は、有価物の売却益として扱い、歳入科目の雑入に入金する。

(所管事務)

第 11 条 堆肥の配布に関する事務は、中空知衛生施設組合が所管する。ただし、事務を他のボランティア団体等に委託または委任する場合は、別途要領を定める。

(堆肥の残渣)

第 12 条 第 1 条の目的が達成できない場合が生じた時は、中空知衛生施設組
合規約第 13 条第 2 項の規定に準じて、生ごみの前年度実績割合に応じて、
堆肥の残渣を構成市町へ割り当てるものとする。

(その他)

第 13 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、事務局長が別に定め
る。

附 則

この要綱は、平成 17 年 2 月 1 日から施行する。